

令和3年6月会議

川崎町議会定例会会議録

令和3年6月8日（第1号）

○出席議員（13名）

1番	佐藤清隆君	2番	遠藤雅信君
3番	佐藤昭光君	4番	高橋義則君
5番	沼田長一君	6番	大沼大名君
7番	神崎安弘君	8番	眞幡善次君
9番	的場要君	10番	生駒純一君
11番	佐藤新一郎君	12番	遠藤美津子君
13番	眞壁範幸君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	渡邊輝昭君	会計管理者兼会計課長	柏慎一君
税務課長	菅原清志君	農林課長	大友聡君
建設水道課長	阿部大樹君	町民生活課長	高橋和也君
保健福祉課長	佐藤和彦君	地域振興課長	滝口忍君
教育長	相原稔彦君	学務課長	佐藤健君
生涯学習課長	小原邦明君	農業委員会事務局長	大宮陽一君
代表監査委員	大松敏二君		

○事務局職員出席者

事務局長	佐藤文典君	書記	高橋悦子君
------	-------	----	-------

○議事日程

令和3年川崎町議会定例会6月会議議事日程（第1日）

令和3年6月8日（火曜日）午前10時開議

- ・ 諸般の報告（議長）
- ・ 町長挨拶と行政報告

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会議日程の決定
- 日程第3. 議員派遣の件
- 日程第4. 報告第2号 損害賠償の和解について
- 日程第5. 報告第3号 令和2年度川崎町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第6. 報告第4号 令和2年度川崎町一般会計事故繰越し繰越計算について
- 日程第7. 報告第5号 令和2年度川崎町水道事業会計予算繰越計算について
- 日程第8. 所管事務調査報告
- 日程第9. 追跡質問
- 日程第10. 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

再開の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

これから、令和3年川崎町議会定例会6月会議を再開いたします。

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

本定例会における議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めています。

職、氏名については、お手元にお配りしたとおりです。

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

諸般の報告

○議長（眞壁範幸君） 諸般の報告を行います。

総務民生常任委員会、産業建設教育常任委員会からは所管事務調査についての報告書、監査委員からは例月出納検査結果報告書がそれぞれ議長宛てに提出されております。

各報告書等はお手元にお配りいたしておりますので、ご熟覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

町長挨拶と行政報告

○議長（眞壁範幸君） 次に、町長から挨拶と行政報告の申出がありますので、これを許します。町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 皆さん、おはようございます。

川崎町議会定例会6月会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨に入り、新緑がまぶしい季節となりました。

町内では田植も順調に進み、今年も例年と変わらない豊かな水田風景が町内一円に広がり、初夏の到来を感じているところであります。

他方で、いまだ収束のめどが立たない新型コロナウイルス感染症対策のため、国からのワクチン配給が安定しない中ではありますが、議会をはじめ町民の皆様、各関係機関からのご理解とご協力をいただき、5月10日から高齢者向けワクチンの接種を開始いたしました。順調に進めば、6月末には2回目の接種が完了する見込みであります。

課題はあるものの、できるだけ多くの町民がワクチンを接種していただけるよう工夫を凝らしてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

【行政報告】

それでは、行政報告と各事業の進捗状況について申し述べ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

(新型コロナウイルスワクチン予防接種の進捗状況について)

6月2日までの健康福祉センター集団接種会場及び町内の2つの医院における1回目の接種合計人数は2,700人を超えました。高齢者の皆様には、予約受付の段階から「地区割り」へのご理解をいただいたこともあり、大きなトラブルもなく順調に進行しております。

なお、国からのワクチン配給が確約され次第、高齢者以外の方にも順次接種いただけるよう調整してまいります。

(胃がん検診について)

コロナ禍に伴う2年ぶりの集団胃がん検診を本年3月上旬に実施し、825人に受診いただきました。早朝の整理券配布による車両待機の誘導をはじめ、会場内消毒や換気の徹底、三密の回避など感染予防策を講じたこともあり、コロナ禍の前と同じ水準の受診率22%強を維持できたところであります。引き続き、各種健診の受診率向上に向け、安心してスピーディーな体制づくりに努めてまいります。

(病院事業について)

新型コロナウイルスワクチンの医療従事者に対する優先接種については、大河原消防署川崎出張所等署員24名を含む102名に対し、去る4月21日から実施し、5月21日までに2回目の接種を無事完了したところであります。2回目の接種後には、副反応と思われる体調不良の報告がありましたが、とりわけ大きな問題はありませんでした。今後は、入院患者や在宅患者などへのワクチン接種について対応していきたいと考えております。

また、本年3月末をもって退職されました内山病院長の後任として、みやぎ県南中核病院院長補佐を務めておられました岡田信司先生が6月1日付で着任いたしましたので、報告させていただきます。

(商品券配布事業について)

6月1日現在、川崎町に住民登録をしている方々に対し、1人当たり7,000円の商品券を配布する事業は、7月1日から来年2月28日までを使用期限と定め、6月下旬より世帯主の方々に対

し、簡易書留郵便で送付すべく目下作業を進めております。

使用できる商店などは昨年度より6店多い102店となり、各家庭並びに川崎町の商店などを支援することを目的として事業化いたしました。この商品券が有効に活用されるよう、引き続き広報誌などを活用し周知に努めてまいります。

(事業継続支援金支給事業について)

第3次地方創生臨時交付金を原資とする「事業継続支援金」の第2弾の受付を5月6日より開始いたしました。5月31日までは開発センター1階に申請会場を設け、53件の申請及び26件の相談を受け付けました。6月1日からは、役場2階地域振興課において、申請・相談業務を継続しております。

なお、申請期間は来年1月31日までとしております。引き続き町民に寄り添った対応をしてまいります。

(アラバキロックフェスティバルの中止について)

議員の皆様をはじめ、町民の皆様にご心配をおかけしたアラバキロックフェスティバルは、開始予定の数日前に主催者の判断で中止となりました。

これからも、町民の安全・安心を第一に考えるのはもちろんのこと、大局的な観点に立ち、川崎町にとって一番よい選択は何かということを念頭に、あらゆる事業に対して対応してまいります。

(稲作の状況について)

農家経営の安定と稲作技術の向上を図るため、みやぎ仙南農業協同組合や大河原農業改良普及センターなどと連携し、育苗講習会の開催や個別相談に応じてまいりました。

育苗状況は、天候にも恵まれ全体的にも良好な生育状況になっております。また、田植については、降雨により水かかりがよかったこともあり、前年より1週間ほど進んでおり、5月25日現在の進捗率は88%、前年同時期より10%上回っている状況であります。

今後は、水管理や病虫害防除の徹底など、関係機関と連携を密にし、早めの情報発信と個別相談に応じながら、良質米の生産につなげられるよう支援に努めてまいります。

(ほ場整備事業について)

平成30年度から宮城県による調査計画事業が進められ、事業の採択に向け手続を行ってまいりました古関地区と小沢地区の農業競争力強化農地整備事業であります。去る5月27日付で宮城県より事業計画の確定通知があり、ほ場整備事業の実施が決定したところであります。

これから事業完了までには長い時間がかかりますが、中山間地の農地を守り、次世代に継承す

る集落農業の実現のため事業を推進してまいります。

(石綿管更新事業について)

地震に強い耐震管への入替えとして、平成23年度から工事に着手している石綿セメント管の更新事業は、令和2年度からの繰越工事となる青根別荘地区の4工区工事をもって町内の約99%が工事完了となります。

今後は、計画的に老朽管路の更新事業に取り組み、災害に強い水道事業を構築してまいります。

(幼児教育、小・中学校について)

かわさきこども園では昨年より9名少ない158名、富岡幼稚園では3名多い16名が入園し、新年度がスタートしました。

また、4月の入学式では小学校3校で50名、中学校は2校で53名の新1年生を迎え、新学期が始まりました。前年度と比べ、町内小学生は全学年合わせて6名少ない313名、中学生は19名少ない187名の在籍となっております。

なお、前川小学校の閉校に伴い、4月から川崎小学校に10名、川崎第二小学校に2名が通学しておりますが、始業式に先立って行われた紹介の場面では、少し不安な顔を見せていた児童たちも、温かく迎えられ、柔らかな表情に変わるなど、新たな学校生活になじんでいるようであります。

(教育施設等におけるコロナ対応について)

報道にもありましたとおり、町内スポーツ団体での感染を発端として、複数の感染者が発生する事態となりました。

町としては、感染者が通学・勤務しておりました学校、児童教室、こども園を臨時休業するとともに、濃厚接触者及び接触者がPCR検査を受け、併せて施設の消毒を実施したところであります。

一方、今後の学校施設等の感染症対策として、学校給食共同調理場の調理施設の天井や壁の抗菌塗装を行うとともに、経年劣化した食器・食缶洗浄機などを更新するなど、一層の衛生管理に努めてまいります。

また、小中学校、こども園などへの飛沫防止パネルの設置や、スクールバス車内の光触媒コーティングを行う予定としております。

あわせて、一人一人の手指消毒やマスクの適正な着用を徹底するとともに、シルバー人材センターに委託した校舎内の定期的な消毒を継続して行い、一層の感染予防に努めてまいります。

なお、各学校においては、1月に制定した「感染者への差別、偏見防止条例」の趣旨を踏まえ、

誰かがこの病気にかかったときには、みんなが優しく温かい気持ちで見守り、一日でも早く病気が治るように励ましていく心や態度が育つように、引き続き児童生徒への指導を重ねてまいります。

(タブレット等の整備状況について)

各学校のLAN工事と1人1台のタブレット端末の導入は3月末までに工事や物品納入を終え、県との事務手続を経て、4月末までに学校への引渡しを完了いたしました。

これから、児童生徒の操作習得や職員の研修などを進め、教育活動での積極的な活用を図ってまいります。

以上、申し述べましたが、今後とも町民福祉の向上と町政発展に鋭意努力してまいりますので、議員各位のなお一層のご支援とご鞭撻をお願い申し上げ、行政報告といたします。

なお、各事業の進捗状況につきましては、別冊としてお手元にお配りしておりますので、ご高覧をお願い申し上げます。

○議長（眞壁範幸君） これで町長挨拶と行政報告は終わりました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 佐藤清隆君

2番 遠藤雅信君

を指名します。

本日の会議の書記として、佐藤文典、高橋悦子、佐藤明尚を選任します。

日程第2 会議日程の決定

○議長（眞壁範幸君） 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

本定例会の会議日程は、議会運営委員会の協議の結果、お手元にお配りいたしました日程案のとおり、本日から6月10日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶものあり】

○議長（眞壁範幸君） 異議なしと認めます。よって、会議日程は本日から6月10日までの3日間と決定しました。

日程第3 議員派遣の件

○議長（眞壁範幸君） 日程第3、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしました議員派遣のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶものあり】

○議長（眞壁範幸君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付した議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第4 報告第2号 損害賠償の和解について

○議長（眞壁範幸君） 日程第4、報告第2号損害賠償の和解について報告を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（高橋和也君） それでは、報告書の1ページをお願いいたします。

報告第2号損害賠償の和解について説明いたします。

損害賠償和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

専決処分書。

損害賠償和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和3年5月13日専決。

提出理由であります、令和3年2月10日午前7時20分頃に発生した自動車事故の損害賠償について、相手方と示談が成立したので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提出するものでございます。

損害賠償の和解。

当方は、下記の自動車事故に関し、和解する。

第一当事者（甲）管理者、宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏丁175番地1、川崎町長小山修作。運転者、宮城県柴田郡川崎町大字本砂金字道畑在住（男性）（かわさき町民バス運行業務の受託業者従業員）。

第二当事者（乙）運転者、山形県山形市大字下東山在住（男性）。

次のページをお願いいたします。

1. 事故発生の日時、令和3年2月10日午前7時20分頃。
2. 事故発生の場所及び状況については、（1）及び（2）のとおりでございます。

3. 損傷の程度、甲車、後部バンパー損傷、案内表示板損傷。

4. 損害賠償額、金15万4,000円。

5. 過失割合、甲0%、乙100%。

6. 和解額、金15万4,000円。

7. 和解の内容、(1) 乙は、甲に対し上記損害額を支払う。(2) 甲は、乙に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、報告いたします。

○議長（眞壁範幸君） これで報告を終わります。

日程第5 報告第3号 令和2年度川崎町一般会計繰越明許費繰越計算について

○議長（眞壁範幸君） 日程第5、報告第3号令和2年度川崎町一般会計繰越明許費繰越計算について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） 報告書の3ページをお願いいたします。

令和2年度川崎町一般会計繰越明許費繰越計算についてご説明を申し上げます。

令和2年度川崎町一般会計補正予算（第8号）第2条の繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

4ページをお願いします。

各事業の内訳につきまして、予算の課目、事業名、翌年度繰越額の順に説明させていただきます。

6款1項農業費の農業用水路整備事業で翌年度繰越額58万7,000円。

次に、7款1項商工費の東北観光復興対策交付金事業で445万8,000円。同じくるぽぽかわさき東側駐車場舗装工事で293万円。

次に、8款2項道路橋梁費の道路（町道）台帳整備事業で翌年度繰越額ゼロでございますが、事業の年度内完了に伴うものでございます。同じく町道裏丁2号線（2工区）道路改良事業で4,227万5,000円、町道大柳・北川線内木戸橋橋梁補修事業で3,600万円、町道宮脇・平線山崎橋橋梁補修事業で1,415万円、町道基石・秋保線追の沢橋橋梁補修事業で278万5,000円であります。

5ページをお願いいたします。

8款3項河川費の普通河川寺沢堆積土砂撤去事業で翌年度繰越額300万円、同じく6項住宅費の町営中原住宅建築事業で2,425万4,000円。

10款2項小学校費の川崎第二小学校消火栓設備配管改修事業で翌年度繰越額984万円、同じく

8 項保健体育費のプール機能向上事業で6,552万3,000円、屋外スポーツ活動環境整備事業で2,921万8,000円。

11款 1 項農林水産業施設災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業で翌年度繰越額465万5,000円、林業施設災害復旧事業で1,351万円。

以上、全15事業、事業費総額 2 億7,814万9,000円のうち、翌年度への明許繰越額 2 億5,318万5,000円でございます。

なお、翌年度繰越額の財源につきましては右のとおりとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） これで報告を終わります。

日程第 6 報告第 4 号 令和 2 年度川崎町一般会計事故繰越し繰越計算について

○議長（眞壁範幸君） 日程第 6、報告第 4 号令和 2 年度川崎町一般会計事故繰越し繰越計算について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） 報告書の 6 ページをお願いいたします。

令和 2 年度川崎町一般会計事故繰越し繰越計算についてご説明を申し上げます。

地方自治法第220条第 3 項ただし書の規定に基づき、令和 2 年度川崎町一般会計におきまして事故繰越をしましたので、地方自治法施行令第150条第 3 項の規定に基づき報告するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

各事業の内訳を予算の科目、事業名、翌年度繰越額の順に説明させていただきます。

8 款 2 項道路橋梁費の町道野上町裏線交差点改良事業で翌年度繰越額748万円、同じく町道本屋敷・土橋線中の内橋橋梁舗装補修事業で517万円。

11款 1 項農林水産業施設災害復旧費の上腹帯地区（農災）農地災害復旧事業で671万円、同じく湯坪地区（農災）農地災害復旧工事で539万円、大森地区他（農災）災害復旧工事で2,079万円、清水河原地区他（農災）災害復旧工事で990万円。

8 ページをお願いいたします。

同じく11款 1 項農林水産業施設災害復旧費の小倉沢地区他（農災）災害復旧工事で965万円、同じく末沢地区他（農災）災害復旧工事で1,617万円、板沢地区他（農災）災害復旧工事で708万円、五林堰地区他災害復旧工事で135万円、山口地区他災害復旧工事で367万9,000円、町道末

沢・小沢線道路（法面）災害復旧事業で474万6,000円、町道館山・かのう線道路災害復旧事業で418万円。

以上、全13事業、支出負担行為の総額1億2,879万5,000円のうち、事故繰越額1億229万5,000円でございます。

なお、事故繰越の理由でございますが、全事業共通で、令和元年10月の台風19号災害の影響により、建設業者等における人員不足及び資材並びに建設機械等の調達に不測の日数を要したことにより、工事着手が大幅に遅れ、年度内での事業完了が困難となったことによるものでございます。

以上です。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（眞壁範幸君） これで報告を終わります。

日程第7 報告第5号 令和2年度川崎町水道事業会計予算繰越計算について

○議長（眞壁範幸君） 日程第7、報告第5号令和2年度川崎町水道事業会計予算繰越計算について報告を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（阿部大樹君） それでは、9ページをお願いいたします。

報告第5号令和2年度川崎町水道事業会計予算繰越計算についてご説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和2年度川崎町水道事業会計における建設改良費を繰り越したもので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

令和2年度川崎町水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

1款1項、事業名石綿管更新事業、翌年度繰越額454万2,000円でございます。説明といたしまして、令和2年7月大雨災害等の影響により、建設業者において人員及び資材の不足が生じたために工事着手が遅れ、年度内の完成が困難になったためでございます。

以上、ご報告いたします。

○議長（眞壁範幸君） これで報告を終わります。

日程第8 所管事務調査報告

○議長（眞壁範幸君） 日程第8、所管事務調査報告について、各委員長より報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長、眞幡善次君。

【総務民生常任委員会委員長 眞幡善次君 登壇】

○総務民生常任委員会委員長（眞幡善次君） 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

令和3年6月4日

川崎町議会議長 眞壁 範幸 殿

総務民生常任委員会

委員長 眞幡 善次

所管事務調査報告書

総務民生常任委員会の所管事務調査に当たり、総務課長、地域振興課長の出席を求め調査しましたので、その概要を次のとおり報告します。

記

- 1 調査期日 令和3年5月21日（金）
- 2 調査事項 （1）地方債の推移と今後の見通しについて
（2）地域活性化施設の現状について

3 調査の結果

（1）地方債の推移と今後の見通しについて

当町における地方債残高のピークは平成16年度末の約114億4,000万円でした。その後、財政の硬直化を避けるために地方債発行額を抑制してきた結果、令和2年度末現在では53%減の約53億3,000万円まで縮小しています。

しかし、東日本大震災以降、大規模災害に備えるために創設した緊急防災・減災事業債を活用して避難所等の整備を進めているほか、小中学校の空調設備やスキー場の整備等により、地方債残高は増加傾向にあります。

今後も、老朽化した各施設の改修工事や災害復旧等の臨時的借入れも予想されますが、将来的な負担が増えないように地方債を発行していく考えです。

委員会意見

地方債は、地方公共団体が特定の費用に充てる目的で借り入れる資金等ですが、当町の地方債発行は、財政的に有利となる地方交付税として財政措置されるものを中心に借り入れていました。

令和2年度に地方交付税により補填された割合は、一般会計で81%、全会計では49%が補填されており、償還による財政負担を軽減しています。

今後、老朽化した各施設の更新時期を迎えることから、引き続き、各種事業債を活用しながらも、国庫補助事業等を有効に活用し、地方債発行額の抑制に努めてください。

（2）地域活性化施設の現状について

平成24年3月末に閉校した川内・本砂金・支倉の各小学校及び青根分校の4校は、地域から選出された方々などで組織された「旧小学校活用事業審査委員会」において検討を重ね、平成29年4月以降、それぞれ特色のある事業者と5年間の賃貸契約を締結し、同年6月から運営されています。

各事業者の営業努力により少しずつではありますが営業実績を伸ばしてきた矢先、新型コロナウイルス感染症が拡大、特に集客が減少している2施設では、営業日数の削減や時間短縮による営業を強いられている状況にあります。

今回、現地調査した旧本砂金小学校で営業している「みつけ^{まなびや}学舎ホール」では、自然素材にこだわった食事の提供や様々なサービスにより固定客の確保に成功し、令和2年度の入込数は前年度比で17%増とコロナ禍にあって唯一、増加している施設となっております。

委員会意見

営業を開始して間もなく4年が経過し、各施設が進める特色のある取り組みにより集客数を増やしつつも、コロナ禍によりイベントの中止や時短営業等、大変厳しい経営を余儀なくされています。

地元住民との関わりを持ちながら精力的に事業を進め、地元雇用や農業生産者等の収入増加にも貢献している各事業者が、厳しい状況下でも継続的に経営できるよう意見交換を重ねるとともに、経営方針は尊重しながらも情報発信等、町ができる範囲で支援策を検討してください。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

【質疑者なし】

○議長（眞壁範幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、お疲れさまでした。

次に、産業建設教育常任委員会委員長、神崎安弘君。

【産業建設教育常任委員会委員長 神崎安弘君 登壇】

○産業建設教育常任委員会委員長（神崎安弘君） 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

令和3年6月4日

川崎町議会議長 眞壁 範幸 殿

産業建設教育常任委員会

委員長 神崎 安弘

所管事務調査報告書

産業建設教育常任委員会の所管事務調査に当たり、教育長、学務課長、建設水道課長の出席を求め調査しましたので、その概要を次のとおり報告します。

記

- 1 調査期日 令和3年5月20日（木）
- 2 調査事項 (1) ブロック塀等の通学路安全点検について
(令和元年11月19日調査分)
(2) 小中学校の新型コロナウイルス感染症対策について
(令和2年8月21日調査分)
(3) タブレットの活用状況について

3 調査の結果

(1) ブロック塀等の通学路安全点検について

令和元年11月19日、教育長、学務課長の出席を求め調査を行い、次のとおり委員会意見を提言している。今回、建設水道課長の出席も求め、その後の対応を検証した。

委員会意見

各学校で通学路危険箇所の情報共有・把握ができるよう、これまでどおり注意喚起し、地震時の行動についても継続して指導してください。

調査した160か所のうち、要改善の結果となった113か所の所有者には、「通学路内危険ブロック塀除去等助成金」をお知らせしてください。担当する建設水道課と密に連携し、協力をいただけるよう努力してください。また、子供たちの安全を第一に、通学路の見直しや補助金のかさ上げを検討してください。

検証結果

前回の調査時点で確認された改善を要する113か所のうち16か所が撤去または改善されました。著しい劣化により緊急に撤去を要するものはないものの、劣化が進行している要改善箇所97か所が残っている状況です。

所有者には、県と連携しながら自宅を訪問し危険性や補助金等の周知を図り改善などを要請していますが、補助金を活用しても個人負担が必要となるため改善が進んでいない状況にあります。

引き続き、所有者に対して撤去または改善の必要性に理解を求めながら、要改善箇所の減少に努めてください。また、関係機関が連携し、子供目線で通学路における危険箇所の点検を

行い、安全対策に努めてください。

(2) 小中学校の新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年8月21日、教育長、学務課長の出席を求め調査を行い、次のとおり委員会意見を提言している。今回、その後の対応を検証した。

委員会意見

いまだに感染が収束しない中、新しい生活様式を取り入れた学校生活になっています。引き続き、子供たちや保護者に対する丁寧な説明により、理解と協力を得ながら万全な感染防止対策を進めてください。また、約3か月の休校により授業時間の確保が難しい状況ですが、中学3年生は高校受験も控えていますので、特に配慮してください。多くの学校行事が中止となっています。特に小学6年生、中学3年生は最終学年となることから思い出の1ページとなる行事なども検討してください。

検証結果

感染症予防対策を取り入れた新しい生活様式は、手洗い、消毒、体温測定等、家庭での協力も得ながら習慣化が図られていました。また、予防対策で導入した加湿空気清浄機等の機器類も有効に活用されており、学校内の予防対策が徹底されていました。

学校行事については、保護者等の意見交換を重ねながら運動会や学習発表会、修学旅行などがおおむね実施されており、最終学年となる児童生徒にとって厳しい1年でしたがよい思い出を残せたものと考えます。

引き続き、保護者等との対話を重ね、子供たちが安心して楽しい学校生活を送れるように予防対策等に努めてください。

(3) タブレットの活用状況について

文部科学省が推奨してきたGIGAスクール構想が前倒しされ、令和2年度末までに児童生徒一人に1台のタブレット及びWi-Fi環境の整備等が完了している状況です。配付されたタブレットは、児童生徒537台、教職員82台の計619台で継続的な活用に向けて進み始めています。

しかし、本格的な活用に向けた準備として、タブレットに慣れてもらうための時間が必要となることや児童生徒への操作指導の習得、ソフトの授業活用方法等の教職員への研修も必要となるなど、今後の課題も確認されています。

委員会意見

川崎第二小学校6年生の活用状況を現地調査しました。

タブレットが配置されてまだ2か月足らずですが、修学旅行先の予備知識や予習等、調べ学習を中心に活用されていました。学校での機器類管理も保管庫を活用し適切に管理されており、様々な課題がある中でも児童たちが楽しみながら学習していることを確認することができました。

今後、児童生徒の習得状況に応じて家庭への持ち込みなども予定されていることから、家庭での環境整備について理解を得られるよう努めてください。また、操作や使用するに当たってのマナー指導や使用時の姿勢、視力への影響等、健康面にも対策を講じてください。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

【質疑者なし】

○議長（眞壁範幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、お疲れさまでした。

これで委員会報告を終わります。

日程第9 追跡質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第9、追跡質問を行います。

追跡質問のある方は、挙手願います。3番佐藤昭光君。質問席に登壇し、質問願います。

【3番 佐藤昭光君 登壇】

○3番（佐藤昭光君） 許可をいただきましたので、追跡質問をさせていただきます。

カワウ対策についてであります。

去年、令和2年の9月会議の一般質問でカワウ対策について質問いたしました。その際に、町長からの提案を受けて、同年10月27日に私も出席しまして、県と町、広瀬名取川漁協の三者協議が行われました。その際、漁協側から幾つかの要望が出されました。その後の協議内容について伺います。

カワウの駆除については、仙台市と川崎町の許可の仕方が違っていたんですが、それを超えて認めてほしいという要望が第一に出ました。さらに、擬卵法といって本物の卵のところに偽の卵を置く、県のほうでやる仕事だそうですが、本物の卵と偽物の卵を置き換えて繁殖を抑制し個体数を減らすと、この方法についての提案がありましたが、その後どういう話し合いになっているか、お答え願いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 3番佐藤昭光議員の追跡質問にお答えします。

去年の9月会議でカワウのことをいろいろ質問されました。それで、なかなか担当だけでは対応できないので、一緒に県に行っているいろいろ勉強させてくださいということで、10月27日に県庁に行き意見交換をさせていただきました。

10月27日に県庁を訪問し、協議を行い、その後どんな状況ですかという質問でございますが、カワウの駆除につきましては、捕獲範囲や被害状況などの条件に応じて、宮城県から許可をいただくことにより、捕獲活動ができることを確認させていただきました。そして、そのときに、ただいま昭光議員がおっしゃったように、擬卵、卵を置き換えるような取組を宮城県が試してみるということで、実現の可能性やコストの面などを調査しているということを伺っております。

なお、県庁訪問後の町のカワウ対策としては、東北カワウ広域協議会が開催した勉強会への参加、被害対策の注意点などを確認するとともに、カワウの適切な個体群管理と被害防除を目的として、今年3月に設立された宮城県カワウ対策協議会へも構成員として加わりました。

また、福島県の猪苗代湖の湖畔で福島県が実証実験している、カワウの巣にドローンを使ってドライアイスを投下し、繁殖を抑制する取組の視察や、宮城県鳥獣保護管理事業計画に基づき、農作物被害の防止を目的として実施している予察捕獲の対象にカワウを加えていただき、川崎町鳥獣被害対策実施隊の協力をいただきながら、4月と5月に延べ2日間、捕獲活動を実施したところであります。

また、宮城教育大学の先生が開発に向けて研究しているカワウの駆除装置の効果を検証するため、町内の関係者、これはマスを養殖する事業者、養鱒場からの協力の下、町内において実証試験を計画しているところであります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 加えて要望のあったものですが、県の関係する3課が連携して対応していただけないかという要望が出ました。そしてもう一つ、漁協からは、サギの被害も大きいので、その協力もいただきたいという要望がありました。このことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） そのときに、昭光議員おっしゃるように、県の関係する3つの課が連携して対応するようお願いするというご意見がございました。カワウの対策被害や駆除に関する

相談は、宮城県環境生活部の自然保護課が窓口となり、相談内容に応じて関係課が連携することにそのときなりました。

それから、漁協からはサギの駆除でも県、町に対して協力してほしいとの要望がありましたが、との質問であります。サギ類の捕獲は、生活環境や農林水産業または生態系に係る被害防止のために必要であるかどうかを確認しなければならないことになっております。鳥獣被害の対策は個体数の管理、被害防除、そして生息地管理の3本柱がポイントでありますし、サギもカワウのように広域的なエリアでの対策が必要になります。

したがって、被害状況、捕獲時期、場所及び捕獲方法などを宮城県に相談の上、関係者との意見を交わしながら、広域的な視点で対応していかなければならないと捉えております。

ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 今、ご回答いただいたように、県も町もかなり積極的にやっていただいて漁協関係者も喜んでおります。今後とも三者力を合わせて、自然保護をしながら害になる場合には駆除していくということで頑張っていっていただきたいと思いますが、私の考えに対してどうお思いか、最後にお答えいただきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） カワウのことについては、町民からもかなりの意見を寄せられているところであります。どうやったらいいのか、県や漁協の方々と意見交換しながら勉強してまいりたいと思っております。引き続きのご協力よろしくようお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤昭光君の追跡質問を終わります。

ほかに追跡質問のある方は挙手願います。

【質問者なし】

○議長（眞壁範幸君） 質問なしと認めます。これで追跡質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時5分とします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第10、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承願います。

順番に発言を許します。

通告第1号、3番佐藤昭光君。

【3番 佐藤昭光君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、河床路の早期改修について質問願います。

○3番（佐藤昭光君） 許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

河床路の早期改修についてであります。

国道457沿いの名取川の上流、前川の河川を横切る河床路がありまして、そこを視察してまいりました。河床路の上部のほうは身を守るような鉄柵もなく、河床路そのものに横穴が何か所か分からないくらい空いていまして、恐らくそれは水を通してののだろうと思うんですが、土砂に埋まっていた。確認できませんでした。さらに、突堤の上のほうを川水が流れていまして、革靴ではとても歩けなくて、長靴で歩けるような状況でした。川の上流側は歩いて下りられる高さでありましたけれども、下流側は砂利がほとんどえぐられてなくなっていて、岩がむき出しになっておりまして、大体高さが10メートルぐらいありました。落ちたら死ぬだろうというような恐怖も感じてまいりました。

そこでお伺いします。この河床路は町の所有物ということですが、どんな目的でいつ造られたのですか。

それから、河床路の下流側がえぐられていてかなり危険だと思っておりますが、事故などの危険性、どんな認識をされているのか。

第3点、国道側からの入り口はパイプとロープで柵を作っておりまして、通行しないように呼びかける札が貼ってありました。しかし、現実には通っている人もいます。私も現にそこを通ってきました。今も利用されているように見えますけれども、実際はどうなのでしょう。

それから、台風19号被害によってこの前川の河川はかなり大規模被害を受けまして、今、復旧工事の真っ最中でありまして、それが11月には完了という見込みとなっているそうであります。ですから、前川は完全ではないでしょうけれども、元に戻るだろうという状況であります。それに併せて、この危険な河床路、町のほうも対応を考えたいかがですかと、この4点についてお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 河床路の早期改修について、3番佐藤昭光議員の質問にお答えします。

1点目の「河床路はどのような目的でいつ設置されたのか」との質問ですが、河川占用の許可書類を確認しますと、前川字大鳥屋山地内にある桑畑などへの通路として、一級河川前川に昭和42年頃に、54年前に建設されたものであります。なお、河床路の構造は、昭光議員おっしゃるように河川に架かる橋ではなくて、河川の底をコンクリートで固めた通路になっております。当時、町が事業主体で整備したかは不明であります。

2点目の「河床路の下流側が水流で大きく洗掘されている。倒壊などの危険性はないのか」との質問ですが、建設当時の写真などは残っておりませんが、洗掘された施設の様子からしますと、河床路を整備した当時は上流側と下流側に現在のような大きな段差は生じていなかったものと考えられます。当時、そうやってコンクリートで固めた道路ですが、54年という長い年月が経過していることから、この間、大雨による河川の増水などで下流側が洗掘されて大きく低下したと思われまます。

現在の様子は施設の基礎部が現れている状況にありますので、このまま放置することにより、将来的に倒壊などの危険性があるものと考えています。

3点目の「国道側からの入り口は柵をめぐらしているが、人は簡単に通り抜けられる。今も利用されているようだが、実際はどうか」との質問ですが、現在の河床路は下流側に大きな落差（6メートルから8メートルの落差）が生じており、通行するには危険な状況にありますので、平成27年11月に河床路を利用される農地や山林の所有者5名に通行止めの周知と協力を呼びかけております。

現在も通行止めの表示や柵及びロープなどによって注意を促していますが、人が柵やロープを越えるか、または上流側に回れば、河川の流量にもよりますが、渡ることはできるものです。また、私たちが気づかないところで通行している方もおられるかもしれません。いずれにしても、利用している人がいることについては確認はしておりません。

4点目の「この河川では宮城県による台風19号災害の復旧事業が11月までに完了する見込み。町も歩調を合わせて河床路に対する対応はできないのか」との質問ですが、現時点におきましては、災害復旧事業の採択を含め、河床路を改修または撤去するために活用でき得る補助事業はない状況にあります。

いずれのケースにおきましても、土地の所有者であります河川管理者（宮城県）との協議や意

見交換をしていかなければなりません。したがって、県の災害復旧事業と歩調を合わせた河床路の対策は困難な状況にありますので、ご理解願います。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） そのような回答になるだろうということは容易に想像できることではありますが、それでもあえて質問させていただきます。

県では、町に対して撤去を要請していると話しておりました。対岸でも数年前まで大根作りもやっていたそうで、地元の方の話だとですね、今でも山菜取りの住民が行ったり来たりしているそうです。今なお、占用許可ですね、県から占用許可をもらって撤去しないという理由をですね、答えづらいでしょうけれども、担当課長のほうがいいのか、ちょっとお答えしていただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私、この平成27年、通行止め、柵などの指示をして、その2年後、平成29年に県議会議員、柴田地区から出られている須藤県議会議員と高橋県議会議員と現場を改めて視察して、その後、5回ほど大河原土木事務所の方々と意見交換をしてみました。その都度相談してきたわけですが、撤去するにも改修するにも河床路の奥の農地や山林所有者との調整が必要になりますし、正直なかなか、現場を見た人からすれば専門家の意見を聞かないとどうしたらいいのか分からないということになりました。河川法に基づく占用許可は河床路の通行を規制している状況にありますが、施設自体は河川敷内に現存しておりますことから、継続して河川法に基づく占用許可の申請を行ってきたところであります。

いずれにしても、どのような対応をしていったらいいのか本当に難しいところであります。正直申し上げて、今回、副町長は県の土木部の次長でございましたから、そういった流れも含めて、県と密接に意見交換をしながら解決策、打開策を練っていかねばならないと思っているところでございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） それでもあえて質問しなければならないと思っています。もし撤去したということになれば、上流側にたまった土石が崩れたりして、河川の形状が大きく変わってしまうだろうと、上流のほうの別荘地などに別の災害が起きるのではないかと心配されておりました。そのことを考えれば、下流のほうに急ぎ補修してしまうということもあろうかと思いますが、撤去をしてしまうのが一番いいのかなと私は考えておりますけれども、その下を補修した場合と撤去した場合、これは経費のどの程度の違いがあるのか、課長、計算していますか。

ざっとでいいんだけども。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大友 聡） 佐藤昭光議員のご質問にお答えします。

河床路の下流側、先ほどからご質問にもございましたとおり、約8メートルぐらいの落差が生じております。撤去をすれば、ご指摘のとおり上流側の河床低下などにつながるものが想定されているところでございます。先ほども町長がご回答申し上げておりますが、河川構造物の撤去または補修の計画検討に際しましては専門的な知識が必要になります。専門家のご意見を伺いながら、町としてのスタンスを整理し、河川管理者などに相談の上、対応を検討しなければならないと思っております。

なお、補修した場合と整備した場合につきましては、工法などに未確定要素が多々あるものですから、現時点におきましては算出してございません。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） それでもなおですね、突堤の上を歩いてみて、少なくとも下のほうに支えか何かないと、あのまま滑って落ちたら死んじゃいますよね。という危険な場所なんですよ。ですから、これは急ぎ対応してほしいなと思っております。何年前になりますか、以前に渡ったことがありますけれども、そのときは上流も下流もそんな差はなかったんですよ。台風の影響で下のほうが洗掘されてしまったのかなという感じを受けました。自然環境がまるで変わってしまったと、現場の状況ですね。とにかく放置しては危険極まりないことは間違いないので、何とか急ぎ対策してもらえないかなということをもう一度回答願いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 県議会議員さんたちと一緒に視察してから何度か意見交換したんですけども、改めて先日も行ってみましたが、昭光議員おっしゃるようにとっても怖い状況になっています。いろいろと検討して早めに対応したいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 次に、新型コロナワクチンの接種について質問願います。

○3番（佐藤昭光君） コロナワクチンの接種についてお伺いします。

新型コロナ感染症の予防を目的としたワクチン接種、川崎町内ではプロジェクトチームをつくるようなことがなくても、他町と比べてもかなり粛々と慌てないで、かなりスムーズに進んでいるようなイメージがあります。大変陰で努力されているんだなということが分かりながら質問させていただきます。

質問1、直近におけるワクチン接種の進行具合はいかがですか。

質問の2、期間を空けて、3週間ぐらい、会社によっては4週間ぐらいだそうです。2度接種するということは、免疫力を倍近く高めるとのことのようです。そこで、接種によってアナフィラキシー、顔が腫れ上がったり、発熱とか、注射部位の痛みなどが起きているケースはあったのか。そして、あった場合、どのような対応をしているのか。

質問の3、町内で5月に新聞にクラスターだと県が発表したということでした。スポーツ団体だということですが、なぜ起きたのか、簡単に言うと注意が足りなかったということですが、今後にかす点は何なのか。

質問の4、コロナ感染者に対する差別を防ぐ条例を制定しました。周知は十分徹底されているのか、条例に反するような事例はなかったのか。

この4点についてお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） コロナワクチン接種のことについての質問であります。

1点目の「直近のワクチン接種の進み具合は」。まず、受付状況については、4月24日から5月14日の21日間で町主体の集団接種の受付を行い、その後、一人でも多くの方がワクチンを接種されるよう、5月31日まで期間を延長したところです。その結果、対象者3,362名のうち、66%に当たる2,220名の方が予約をされました。また、町内の医療機関の山家医院、田中医院においてもそれぞれ予約を受け付けており、こちらと合わせると、85.3%、2,870名の方が受付を行ったこととなります。

次に、接種については、5月10日から開始し、6月2日には予約をいただいた大部分の方の1回目の接種を終えたところです。川崎町では2回目の集団接種を6月28日までに終了予定であり、今日もワクチン接種が行われております。受付から接種に当たり、地区割りの日程にご理解いただいたこともあって、接種状況は極めて順調であります。残念ながらワクチン配給状況が不安定であるため、まだまだ予断を許さない状況にあります。これから64歳以下の方のワクチン接種も調整していかねばなりません。

2点目の「期間を置いて2度接種するのは、体の免疫力をより高めるためと思われるが、接種後に副反応などは起きていないのか。起きるとすればどんなことが考えられるのか」との質問であります。予防接種というのは免疫をつくるためにウイルスを体内に入れることをいいますから、新型コロナワクチンに限らず、全く副反応が起きないということはありません。

この新型コロナワクチンについても、接種後の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、

発熱などがあることが報告されております。特に接種したところについては、全国で先行接種した医療従事者のうち約90%の人が体感しておりますし、発熱についても、1回目の接種より2回目の接種後に多く現れることが知られております。

また、まれに起こる重大な副反応としてショックやアナフィラキシーがありますので、接種をする際は、このようなリスクを十分ご理解の上で接種をお願いしております。

また、体調に異常を感じた場合は、我慢せずに集団接種会場の保健師や医師に相談するか、帰宅後であれば速やかに医療機関を受診していただきますようお願いしているところです。

3点目の「町内のスポーツ団体で発生したクラスターの原因と教訓は」との質問ですが、初めに、クラスターの原因ということでは、調査する機関が宮城県であり、情報の共有化も限定的であるため、町が直接把握することはできておりません。したがって、間接的に町が把握している内容としては、5月19日付宮城県のホームページで公表された「競技中のマスク未着用や手指消毒の未徹底、使用する用具の共有」が原因という認識であります。

次に、教訓につきましては、これまでは感染リスクが低いと思われてきた屋外においても様々な要因から感染してしまうことを改めて認識させられたところでもあります。今後、気温や湿度が上昇するにつれ、マスク着用による熱中症のリスクも考慮しなければなりません。屋外での活動に対しても可能な限り常時マスクを着用していただくことや、手指消毒の徹底、用具を共有する際の感染対策、蛇口やドアノブなど不特定多数の人たちが触れる箇所の小まめな消毒など、改めて屋外での感染対策について注意喚起の必要性を感じております。

4点目の「コロナ感染者への差別防止条例を制定したが、周知は十分と考えているのか。また、違反するような事例はあったのか」との質問ですが、川崎町におきましては、今年1月にコロナ感染者への差別防止条例を制定し、町のホームページや広報誌、SNSを通じて広く周知を図ってまいりました。また、この差別問題については、全国的にテレビや新聞などでも大きな社会問題として何度も取り上げられているため、多くの町民にもご理解いただいているものと感じております。

以前は、役場に対して、感染者やその家族に関する問合せがありました。条例が制定された以降、これまでは特に問合せもなく、感染者への誹謗中傷や人権侵害など、条例違反となるような苦情、相談は寄せられておりません。

感染者は被害者であり、誰もが感染する可能性を秘めています。町民一人一人がモラルを持ち、大人は子や孫たちの模範とならなければなりません。今後も条例の周知に努めてまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 先ほどの副反応でありますけれども、全国的にこうだという話でしたが、町も同じような状況なのかということですね。それはどうでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） それでは、3番佐藤昭光議員にお答えします。

町での副反応の状況はどうかということでもございました。先週の6月4日現在で、当町での病院搬送もしくは会場内での診察状況については4件ございました。うち2件は緊張から来る血圧上昇との診断、もう1件は、接種日の翌日に唇、あとは顔の腫れが見られまして、副反応との診断がなされました。この案件は病院から厚生労働省へ報告されております。

また、会場内で目まいを訴えた事例が1件ありました。医師の診断から血管迷走神経反射という診断でございまして、会場内において20分ほどご待機をいただき、回復後、無事帰宅されております。

それ以外、2回目の接種に来られた方々からは、特に異常がない、注射箇所が少し痛む程度だったとの回答はいただいているところであり、ショックやアナフィラキシーなどの特に大きな副反応は今のところ発生してございません。以上です。（「20分というのはどういう状況で20分間休んだんでしたっけ」の声あり）

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 会場内におきまして、目まいがあったという接種者がおりまして、20分間ほどお休みいただいた後、回復いたしたということでもございます。以上です。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 接種は100%ということはありませんよね。あと、健康上の理由などがあって私は接種しませんとか、あと妊婦さんが子供に影響あるんじゃないかと心配して接種しないとか、そういうことが言われています。実際、ワクチン接種者は最終的に、今のところ川崎町はかなり好調のように見受けられますけれども、最終的には川崎は何人、何%、その辺を見込んでいるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 3番佐藤昭光議員の質問でもございました。

どのくらいの接種を見込んでいるのかというご質問でもございます。さきの議会でもお示しいたしました、集団免疫を得るためには60%から70%の方の接種が必要だというお話をさせていただいております。国からのお示しもいただいておりますことから、その割合を目標とはしますものの、できる限り希望される方々全員に接種をいただきたいという考えでもございます。以上です。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 60、70%だったら、今の状態だと80%ぐらいいくような感じで今聞いておりました。間違いであれば回答してください。

それと絡みますけれども、今後、町民に対して接種についてメッセージが何かありましたら、それをお聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 接種が始まって毎日私は接種会場に行っているんですけども、接種はお互いの命を守るために一番の近道なのでご協力をいただきたいということで、周りの皆さんにもこの接種が大切なんだということをお知らせ願いたいということ、毎朝行って始まる前にお願いしております。接種がお互いの命を守る一番の手だてなんだということが、あえて言わせてもらえるならメッセージだと思います。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 最後に、何%ぐらいというのは、先ほど60%を超せば集団免疫ができるということでしたけれども、さらにその上をいくんじゃないかなと期待しているんですが、その辺目標なんか教えてもらえれば。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 3番佐藤昭光議員の質問でございました。

何%ぐらいの目標を設定しているんですかという質問だと思います。当然ながら、希望される方100%は我々望むところではございます。ところが、いろんな事情から、これは強制接種ではございませんので、でき得る限り適切な情報を発信し、多くの方々に接種をいただきたい、そういう意向でございます。パーセンテージはあえてこの場ではお伝えできません。以上です。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤昭光君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第2号、1番佐藤清隆君。

【1番 佐藤清隆君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 施行された宮城県自転車安全利用条例について質問願います。

○1番（佐藤清隆君） 1番佐藤清隆でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

それでは、施行された宮城県自転車安全利用条例についてお伺いします。

地球環境に優しく、健康でエコな乗り物として注目されている自転車については、通勤や通学、

レジャーなど幅広く利用されており、以前に比べて多く見かけるようになりました。ロードバイクと呼ばれるスピードが出る長距離の移動もできるものや、電動アシスト機能付自転車といった走行時にモーターでペダルをこぐことを手助けしてくれるものも出ております。普及が進んでいることからなのか、以前に比べ手頃な価格となり、女性や高齢者なども中心に多く利用しているようです。

一方で、利用者が増えたことにより、マナーの問題や自転車走行中における事故が多数発生しており、特に歩行者を巻き込んだ死傷事故はニュースなどでも度々取り上げており、賠償事故による高額な判例も報告されております。

このような現状から、全国的に自転車利用に関する条例制定の動きがあり、東北地方では、平成31年1月に仙台市で、今年の4月1日からは宮城県で施行されました。条例の中には、不慮の事故の際、加害者側の経済的な負担軽減、被害に遭われた方への救済を目的とした自転車損害賠償保険等への加入義務を明確にしております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず1点目、中学校が許可している通学対象者への加入状況は。

2点目です。これまで町民に向け情報提供や周知徹底はされてきたのか。

3点目、これを踏まえて今後の取組。

この3点をお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 初めに、町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 施行された宮城県自転車安全利用条例について、1番佐藤清隆議員の質問にお答えします。

1点目の「中学校が許可している通学対象者の加入状況は」、3点目の「これらを踏まえ、今後の取組は」との質問につきましては、後ほど教育長から答弁を申し上げますので、私からは2番目の「これまで町民に向け情報提供や周知徹底はされてきたのか」について回答を申し上げます。

昨年6月会議におきまして、遠藤美津子議員から自転車保険加入の促進などについての一般質問があり、その際、自転車の安全運転に対する意識啓発や加入促進を図ると答弁させていただきました。その後、歩行者、自転車などが安全に通行し、安心して暮らせる地域社会の実現を目的として、自転車の損害賠償保険加入義務化などを盛り込んだ条例を昨年7月に宮城県が制定し、今年の4月より施行されたところであります。

川崎町といたしましては、自転車の販売店において条例に基づいた対応がなされていることや、条例制定者である宮城県がホームページや広報誌などにより県民に対し周知を行っていることもあって、これまで町民に対して、この条例の制定趣旨などを積極的に周知するまでには至っておりませんが、今後は、町の広報誌などにより広く町民に周知していくことに加え、小中学生や保護者に対しては引き続き学校を通じて、また、高齢者に対してはシニア大学や老人クラブなどの機会を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

【教育長 相原稔彦君 登壇】

○教育長（相原稔彦君） 1番佐藤清隆議員の質問にお答えします。

初めに、「中学校が許可している通学対象者の加入状況は」についてお答えします。

今年度、自転車通学を申請している生徒は、川崎中学校61名、富岡中学校17名、合わせて78名となります。両校とも保険への加入が自転車通学を認める条件の1つになっておりますので、自転車通学生徒の保険加入状況は100%となっております。

次に、「これらを踏まえ、今後の取組は」について、学校の対応についてお答えします。

これまで、今年4月の条例施行を踏まえ、昨年度から学校と連携して保護者会の折や学校だよりを通して、自転車損害賠償保険への加入を進めてまいりました。また、児童生徒を代表とした交通安全指導の際に、自転車運転中に交通事故の加害者になった事例を説明し、交通ルールの遵守と安全運転の徹底、保険加入の意義などを指導しております。

現在のところ、自転車を保有している児童生徒数に対する保険の加入率は、小学校が54%、中学校が89%となっており、今後とも、町PTA連絡協議会と連携を図り、本議会でお示した保険への加入状況などをお知らせしながら、各家庭で加入している様々な賠償保険の書換えの時期も視野に入れて、自転車損害賠償保険等に加入していただけるよう引き続き働きかけを行ってまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） ただいま答弁いただきまして、まずは中学生の利用者が通学時に100%加入されているということを知りまして大変安心しました。

それで、学校では自転車の運行を含めた交通安全は十分に注意、指導されていることは私も理解しておりますが、それでも事故というものは起きてしまうものです。被害者になった場合、身体に損傷を負った場合はもちろんのこと、加害者になった場合も被害者に寄り添いながら償いをしていかなければなりません。事故が起きた場合は双方とも大変な思いをしてしまいます。

高額賠償事例が報告されている中、児童や生徒がこのような不慮の事故の加害者となった場合、保護者の責任といっても、子供の将来にも何らかの影響が出てしまうわけです。私が今回この質問を考えたときに、この点が一番心配していたところでございます。起きてしまったからでは、周りにいる大人や行政も含めて何もしてあげることができないからであります。

今、教育長の答弁にもありましたが、ただただ条例化されたからといって加入を強く推し進めるだけではなく、自転車を取り巻く環境が近年大きく変化しております。そういった背景から、今回この条例化がされたわけでありまして。その部分をしっかり伝えていかななくてはならないのかなというふうに考えております。

エコな乗り物として自転車利用が増えたこと、自転車そのものの高性能化、スマートフォンなどの普及によりマナーの問題、道交法が改正され自転車の運行に関するルールの厳格化、健康意識の高まりを受けてウォーキングなどを行う方が多くいるという現状からも、私が思いっただけでも、以前に比べてこれだけ利用するに当たり環境が大きく変化しております。だからこそ、ちょっとしたことで大きな事故が起りやすくなっているのも背景にあるのかもしれない。

先ほど、通学に関しては100%ということで安心しました。今後、やっぱり町民に利用されている方が多くいらっしゃるのも現実的にあります。利用されている本人のみならず、ご家族への丁寧な説明と理解をいただき、加入してもらおうしかありません。

新たな制度や条例が施行された場合、特に身近な生活に直結する場合は、何度も何度も情報提供しながらご理解いただかなくてはならないのかなと思っております。加入が進んでいない一般町民の方については、私は、義務化されたことがまだまだ知らずに、未加入の状況であることが大きな要因ではないかなと思っておりますが、現状をどういうふうに分析されているか、町長にお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） ただいまのお話、聞かせていただきますと、改めてやはり我々がもう少しこういった現実や情報を町民の皆さんに伝えていくべきなんだなということを感じたところがあります。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○1番（佐藤清隆君） 最後になりますが、私自身、保険業務に長く携わりを持たせていただき、特にこの賠償保険には、多くの加害者や被害者の方と事故解決のために業務として携わった経験がございます。大小様々な事故が発生し、事故解決のために被害に遭われた方に寄り添い、保険に加入していたことにより、金銭的な部分を補填し解決できたことも多くありました。一つ言え

ることは、誰一人として起こしたくて事故を起こしたことはないということははっきり言えることだと思います。

再度、自転車を利用するに当たり、自動車のような自賠責保険といった下支えがあるものと違って、本人やご家族がしっかりとした認識を持って、この義務化を一つの加入機会と捉え、不慮の事故により未来ある子供たちの将来を守るため、また、被害に遭われた、けがを負われた方への償いを行うためにも、町民に理解いただき、周知徹底を何度も何度も行っていく必要があると思います。まだ大きな事故が起きておりません今がチャンスです。最後になりますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 改めて皆さんにお知らせすることの大切さを痛感しております。昔から注意一秒けが一生、本当に何かあればもう一生それを引きずっていかなくてはならないわけですから、今回佐藤議員にお示ししていただいたことを、しっかり町でも町民の皆さんに情報をお知らせすることをお約束したいと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤清隆君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時50分 散 会

上記会議の経過は事務局長佐藤文典が調製し、書記高橋悦子が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員
